議案第９４号

損害賠償の額を定めることについて

農業集落排水処理施設田村地区浄化センターにおける汚水流出事故に伴う損害賠償について、次のとおり損害賠償の額を定める。

令和２年１１月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

１　事故の状況

令和２年２月９日亀山市田村町地内の農業集落排水処理施設田村地区浄化センターにおいて、高圧受変電盤の漏電遮断器が作動したことにより各機器が停止し、流入汚水が停滞したため汚水が流出し、相手方所有の田を汚損させた。

２　相手方

[redacted]

３　損害賠償の額

２，２５６，０００円

提案理由

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により議会の議決を求める。